

新湊交流会館 基本使用料表(射水市新湊交流会館条例第7条より) H26.4.1施行

(単位:円)

室名	階別	面積	定員	使用料の額					
				午前9時から 正午まで	正午から 午後5時まで	午後5時から 午後10時まで	午前9時から 午後5時まで	正午から 午後10時まで	午前9時から 午後10時まで
会議室	1	39㎡		980	1,190	1,410	1,940	2,270	3,240
研修室	1	48㎡		980	1,190	1,410	1,940	2,270	3,240
ホール1	2	78㎡	いす席36	1,080	1,630	1,840	2,270	3,020	4,000
ホール1・2	2	156㎡	いす席75	2,160	3,240	3,790	4,540	6,160	8,110

(1) 暖房・冷房稼働時 基本料金に3割加算

(2) 増額使用料

- ・営利を目的としないで入場料、会費の額を100円を超えて徴収するとき 2割
- ・営利を目的とし、入場無料のとき 3割
- ・営利を目的とし、入場料、会費の額を100円まで徴収するとき 5割
- ・営利を目的とし、入場料、会費の額を100円を超え500円まで徴収するとき 8割
- ・営利を目的とし、入場料、会費の額を500円を超えて徴収するとき 10割
- ・時間超過使用料 使用時間を経過して使用したときは、1時間増すごとに2割(30分未満は切り捨て、30分以上は1時間)
- ・電気器具持込料 電気器具1点につき、1キロワット時当たり50円(30分未満は切り捨て、30分以上は1時間)

(3) 使用者は、使用の許可と同時に使用料を納付しなければならない